

# 総務文教常任委員会

令和7年1月8日

総務財政部 税務課

## 目 次

- ◆1 廃止の目的…………… P.1
- ◆2 督促手数料の現状…………… P.2
- ◆3 督促手数料の廃止に伴うメリット・デメリット…………… P.5
- ◆4 督促手数料徴収自治体と廃止自治体の平均徴収率の推移…………… P.7
- ◆5 廃止後の市の財政等への影響…………… P.9
- ◆6 施行日…………… P.9

## 市債権に係る督促手数料の廃止について

### 1 廃止の目的

督促状の発送に係る手数料(現行 100 円)を廃止することにより、手数料徴収事務に係る事務量の削減を図るとともに、当該事務に要していた時間を徴収業務に充てることで、徴収に係る事務の効率性と徴収率の向上を図る。また、今後、徴収に係る自治体 DX を推進し、効率かつ円滑に事務の実施を図り、市民サービスの向上を図る。

※督促状、督促手数料、延滞金について(地方自治法、地方税法、加東市税条例)

#### ・督促状

督促は、地方団体の徴収金(本税、延滞金など)が納期限までに納付されないときに行うものであり、督促状により、原則として納期限後 20 日以内に行わなければならない。(地方自治法第 231 条の 3 第 1 項、地方税法第 329 条ほか)

#### ・督促手数料

普通地方公共団体の長は、前項の歳入について同項の規定による督促をした場合には、条例で定めるところにより、手数料及び延滞金を徴収することができる。(地方自治法第 231 条の 3 第 2 項)

徴税吏員は、督促状を発した場合において、督促状 1 通について、100 円の督促手数料を徴収しなければならない。(加東市税条例第 21 条)

#### ・延滞金

地方税に係る附帯債権としての「地方団体の徴収金」の一つとされ、納期限後に納付又は納入する地方税及び更正又は決定後の地方税の不足金額につき納税義務者から徴収するものである。

(地方自治法第 231 条の 3 第 1 項、加東市税条例第 19 条)

## 2 督促手数料の現状

### (1) 督促手数料を徴収している部署及び債権名

部署名	公債権 or 私債権	債権名
総務財政部 税務課	公債権	市・県民税、固定資産税、法人市民税、 軽自動車税(種別割)
市民協働部 保険医療課	公債権	国民健康保険税 ※1、 後期高齢者医療保険料
健康福祉部 高齢介護課	公債権	介護保険料
上下水道部 管理課	公債権	下水道使用料
こども未来部こども教育課	公債権	保育所負担金、 こども園等使用料 ※2

※1 以下「国保税」という。

※2 以下「保育料」という。

(2) 督促手数料徴収実績(令和5年度)及び本来督促状1通にかかる費用に換算した際の不足額について

(単位:円)

債権名	令和5年度 督促手数料実績		督促状1通にかかる費用					督促状送件数に対する本来徴収すべき督促手数料 (B)	不足額 (A)-(B)
	送件数 (件)	収入額 (A)	人件費 ※1	消耗品・印刷経費 ※2	物件費 ※3	郵便代等 ※4	計		
市税 全て (国保税を含む)	13,117	1,232,373 (うち、国保税 356,214 円)	28	16	19	84	147	1,928,199	▲695,826
後期 高齢 者医 療保 険料	361	26,200	171	21	58	84	334	120,574	▲94,374
介護 保険 料	550	59,300	406	45	16	84	551	303,050	▲243,750
下水 道使 用料	5,800	460,600	30	32	15	84	161	933,800	▲473,200
保育 料	59	6,100	579	217	178	84	1,058	62,422	▲56,322
合計	19,887	1,784,573	—	—	—	—	—	3,348,045	不足額 ▲1,563,472

積算根拠

※1 主事の給与を基に人件費は時給 1,500 円とし、1分あたり 25 円とする。

※2 プリンター代は1通あたり4円とし、「消耗品・印刷経費用」に含む。

※3 物件費はシステム利用料を基に積算する。

※4 郵便代は1通あたり 84 円とし、「その他」に含む。ただし、令和5年度時点での算出のため郵送料は 110 円ではなく、84 円とする。

#### 【分析】

本来督促状送込に 3,348,045 円の費用が掛かっているが、それに対して歳入は 1,784,573 円となり、1,563,472 円の不足となる。

ただし、郵便代が 110 円の場合は費用が 517,062 円の増額となり、2,080,534 円の不足となる。

(3) 兵庫県内の状況(令和5年度)

加東市を除く、兵庫県+県内市町40団体のうち、兵庫県を含む11団体が廃止している。また、廃止検討中の7団体と合わせると、計18団体となり、約4割が廃止済または検討中となっている。

▶廃止済の自治体(11団体)

兵庫県、神戸市、姫路市、明石市、西宮市、芦屋市、  
加古川市、宝塚市、高砂市、多可町、播磨町

【兵庫県内の人口カバー率 65% 3,555千人/5,460千人】

▶廃止検討中の自治体(7団体)

尼崎市、相生市、赤穂市、三田市、丹波市、朝来市、たつの市

【7市すべてが督促手数料を廃止すれば、兵庫県内の人口カバー率は79%となる。】

(4) 加東市の督促手数料額の経緯と督促手数料を徴収する理由

地方自治法第231条の3に基づき督促状を発送しているが、督促手数料は、各市町の条例等に基づき金額を設定できる。本市では市税等滞納者への督促状の発送等にかかる費用負担として、督促状1通あたり100円を徴収している。

※督促を行う根拠及び督促手数料を徴収する根拠

地方自治法第231条の3第1項及び第2項

<第1項>

「分担金、使用料、過入金、手数料、過料その他の普通地方公共団体の歳入を納期限までに納付しない者があるときは、普通地方公共団体の長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。」

<第2項>

「普通地方公共団体の長は、前項の歳入について同項の規定による督促をした場合には、条例で定めるところにより、手数料及び延滞金を徴収することができる。」

※地方税の延滞金については、地方税法第72条の53第1項等で延滞金を納付しなければならないと規定がある。

(5) 本市の差押等の状況について(令和3年度～5年度)

項目	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	件数(件)	金額(円)	件数(件)	金額(円)	件数(件)	金額(円)
差押	207	12,001,300	244	16,874,623	252	17,449,721
搜索 ※1	0	—	1	—	2	—
不納欠損	2,545	55,915,085	2,693	42,025,849	1,463	19,926,304

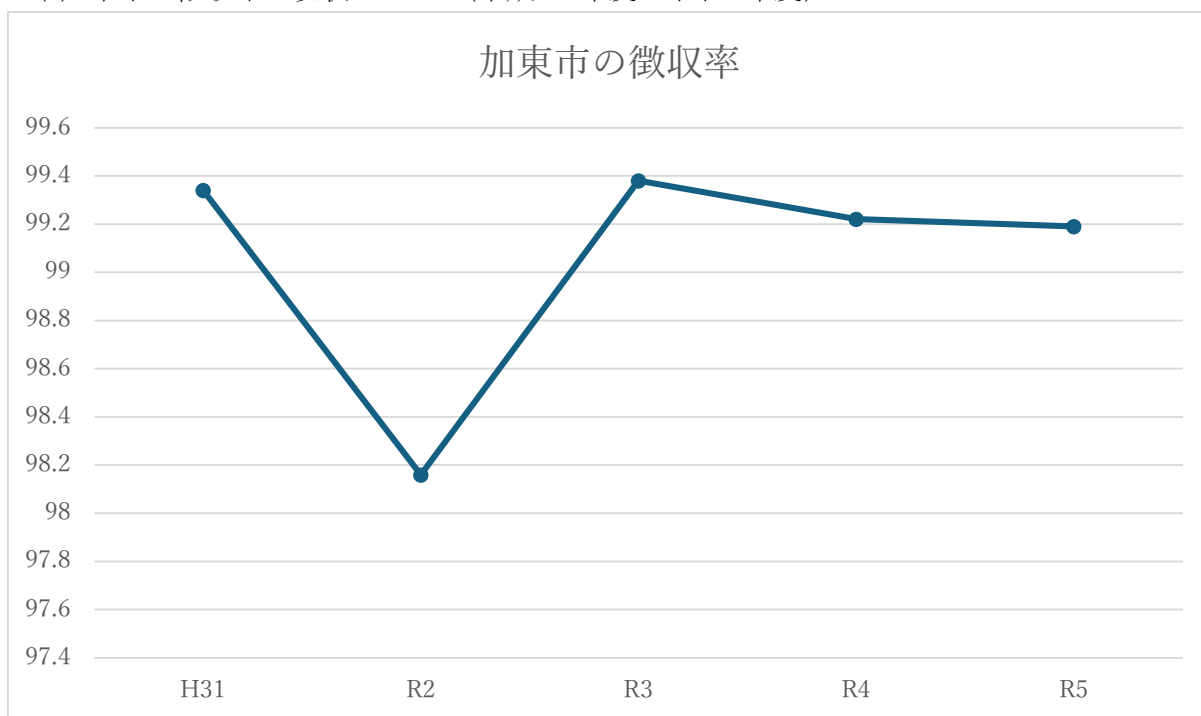
※1 搜索は件数のみ計上。

【分析】

差押件数は微増傾向にあり差押の件数に比例して換価額は増加している。これは差押を行うことで、交渉の機会が持て、納税相談ができることで徴収率が増加しているため、今後差押件数を積極的に増やしていきたい。

不納欠損については、精査の上、実施している。今後も精査していく。

(6) 本市の徴収率の現状について(平成 31 年度～令和5年度)



<参考数値>

(単位:%)

年度 項目	平成 31 年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
加東市の 徴収率	99.34	98.16	99.38	99.22	99.19

【分析】令和2年度はコロナ禍のため減少しているが、ほぼ横ばい状態である。

### 3 督促手数料の廃止に伴うメリット・デメリット

<メリット>

① 督促手数料付きの納付書の再発行が不要になる。

督促状が納税義務者の手元に届いているのに、当初の納付書で納付すると督促手数料のみが未納となる場合があり、督促手数料のみの納付書を再発行している。

その再発行以上のコストが発生しているが、その必要がなくなる。

② 納税者への対応が減少する。

「先日支払いしたのに、督促状が届いた。100 円の督促手数料も納付しろというのは、どういことだ。」という問い合わせが多くある。入金の確認において、従来の納付書、口座振替以外にも近年、納付方法(コンビニ納付、スマホ決済、共通納税)が多様化し、それに伴い、以前から入金情報(納付済通知書)が本市に届くまでの時間差が発生している。特に市税においては、eL-TAX による共通納税により納付方法で、時間差がさらに開くこと(※1)がある。それにより、督促状の引き抜き作業に苦慮し、発送したところ、その督促状発送の準備期間内に納付した方に督促手数料 100 円のついた納付書が手元に届いてしまい、督促状及び督促手数料にご理解いただけない事実が以前より増えており対応に苦慮している。

督促手数料を廃止すれば 100 円を徴収する必要性の説明・対応の時間を削減できる。

また、督促状発送後、郵便到達に要する期間内に本税を完納した場合、督促手数料を徴収しないと判断しているが(※2)、金融機関、会計課、市民課等の窓口で納付書の受付を行った際に徴収が必要な手数料かどうかを確認するため、徴収担当職員に一度確認し、収納日等で徴収の有無を判断する時間も要している。

※1 入金情報が市に届くのに、およそ1～2週間かかる。

※2 督促手数料徴収については郵送及び入金確認の関係で、督促状発送日から3営業日後に督促手数料 100 円を徴収するよう管理している。

### ③ 収納業務が円滑になる。

近年、様々な納付方法ができたことにより、収納業務が複雑化してきている。

特に、共通納税を利用した納付については、本税、督促手数料、延滞金の全てが一括して納付されるため、特に督促手数料を本税と分別する作業に時間を要する形となっている。督促手数料を廃止することで、その時間を削減でき、事務の効率が図れる。

### ④ その他のメリット

現在、差押等で入金された金額については、配当計算上、滞納処分費である督促手数料を優先的に行わなければいけないことから、本来徴収すべき本税+延滞金に充てることができないため、徴収率に少なからず影響が生じていることから、廃止をした際は徴収率に良い影響が期待できる。

なお、督促手数料を廃止することにより削減される年間の業務時間と人件費は以下のとおりである。

※今回は督促状の発行が多い、5つの債権について積算する。 (年間)

債権名	業務時間(時間)				人件費換算(円) (A)×1,500円 ※1
	問い合わせ 苦情等対応	督促状発送後 のチェック・再 交付	還付・充当	合計 (A)	
市税(国民健康 保険税を含む)	150	10	63	223	334,500
後期高齢者医療 保険料	4	1	1	6	9,000
介護保険料	12	12	12	36	54,000
下水道使用料 ※委託	8	0	4	12	18,000
保育所負担金等	0	0	2	2	3,000
合計	174	23	82	279	418,500

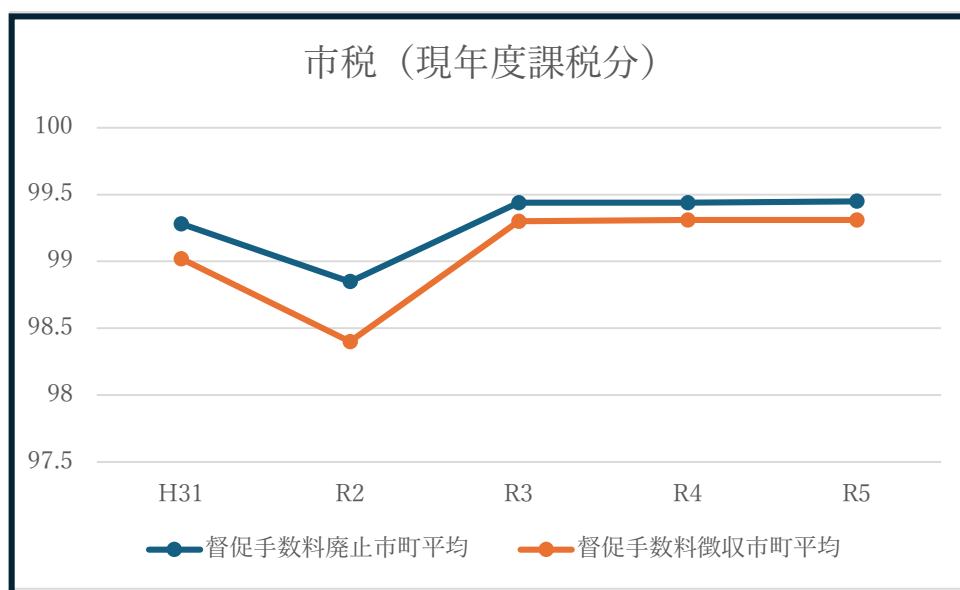
※1 主事の給与を基に人件費は時給 1,500 円とする。

### <デメリット>

- ・督促手数料廃止に伴う各債権の歳入手数料の収入減  
(督促手数料徴収実績はP. 3参照)



#### 4 督促手数料徴収自治体と廃止自治体の平均徴収率の推移【加東市を除く県下40市町】



<参考数値> ※詳細は次頁に記載

(単位:%)

年度 項目	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
督促手数料 廃止市町平均	99.28	98.85	99.44	99.44	99.45
督促手数料 徴収市町平均	99.02	98.40	99.30	99.31	99.31

#### 【分析】

上図のグラフは、督促手数料を廃止することにより徴収率が下がったり、また徴収率が上がるといった相関関係は、見られないことを示しています。

納期限内納税者と滞納者間の公平性を担保するための債権として、引き続き延滞金を徴収します。督促手数料徴収の趣旨は督促状の発送にかかる費用を負担いただくためのものであり、督促手数料を廃止することで両者間に不公平性が生じることはない。

#### 【まとめ】

滞納者に対しては督促状を送達し納付を促しているが、納付もなく連絡が取れない案件も多数ある。しかし、差押を行うことで交渉の機会が持て、仕事、怪我及び病気といった生活状況や市税以外の債務の有無も含めて納税相談ができることで納税スケジュールが決定でき、徴収率が増加する効果がある。督促手数料を廃止することで、削減できる時間を差押等の業務に充てることで徴収率の向上を図っていきたい。

## 県内市町の徴収率一覧（％）（現年）

### ◆督促手数料「なし」の市町

NO.	市町名	H31	R2	R3	R4	R5
1	神戸市	99.26	98.44	99.43	99.42	99.48
2	西宮市	99.43	99.05	99.58	99.54	99.54
3	芦屋市	99.36	98.90	99.51	99.55	99.62
4	宝塚市	99.14	99.11	99.50	99.50	99.48
5	明石市	99.28	98.39	99.36	99.39	99.45
6	加古川市	99.28	98.95	99.56	99.55	99.54
7	高砂市	99.24	99.04	99.44	99.38	99.27
8	姫路市	99.20	98.53	99.37	99.41	99.45
9	播磨町	99.30	98.99	99.39	99.40	99.36
10	多可町	99.29	99.07	99.27	99.25	99.26
<b>平均</b>		<b>99.28</b>	<b>98.85</b>	<b>99.44</b>	<b>99.44</b>	<b>99.45</b>

### ◆督促手数料「あり」の市町

NO.	市町名	H31	R2	R3	R4	R5
1	三田市	99.44	98.80	99.63	99.58	99.59
2	伊丹市	99.34	98.58	99.56	99.56	99.66
3	洲本市	99.31	98.61	99.55	99.12	99.19
4	西脇市	99.31	99.12	99.55	99.46	99.58
5	赤穂市	99.21	98.49	99.31	99.27	99.30
6	相生市	99.19	97.72	99.34	99.28	99.32
7	小野市	99.19	99.12	99.61	99.55	99.44
8	丹波市	99.13	98.36	99.35	99.32	99.30
9	加西市	99.12	99.01	99.36	99.30	99.37
10	たつの市	99.07	98.02	99.53	99.47	99.45
11	尼崎市	99.01	98.60	99.26	99.25	99.29
12	三木市	98.99	97.88	99.11	99.07	98.99
13	川西市	98.89	98.58	99.30	99.19	99.28
14	豊岡市	98.89	97.99	99.18	99.24	99.30
15	丹波篠山市	98.89	97.84	98.90	98.92	98.63
16	朝来市	98.74	97.71	99.01	99.04	99.08
17	養父市	98.71	97.48	98.76	99.12	98.98
18	宍粟市	98.68	98.87	98.98	99.12	99.16
19	南あわじ市	98.66	98.89	98.92	98.98	99.02
20	淡路市	98.49	98.76	99.20	99.21	99.22
21	香美町	99.33	98.03	99.68	99.74	99.54
22	福崎町	99.33	98.93	99.45	99.38	99.36
23	佐用町	99.21	98.86	99.15	99.62	99.54
24	稲美町	99.12	99.26	99.48	99.28	99.19
25	猪名川町	99.11	99.40	99.52	99.60	99.6
26	上郡町	99.11	98.13	99.61	99.56	99.63
27	神河町	99.08	98.46	99.19	99.20	99.17
28	太子町	98.90	96.58	99.05	99.03	98.98
29	新温泉町	98.75	98.68	99.29	99.42	99.5
30	市川町	98.52	97.20	99.24	99.55	99.51
<b>平均</b>		<b>99.02</b>	<b>98.40</b>	<b>99.30</b>	<b>99.31</b>	<b>99.31</b>

## 5 廃止後の市の財政等への影響

- ・督促手数料廃止に伴う各債権の歳入手数料の収入減
- ・督促手数料に関する問い合わせや事務などの対応時間の減少
- ・差押等による滞納処分後の配当計算において、すべて市税に充て込むことによる徴収率向上が期待できる。

## 6 施行日 令和7年4月1日

- ※ 令和7年4月1日以後に発生した滞納分から督促手数料を廃止し、それ以前の滞納分は督促手数料の徴収を必要とするように条例等の改正を行う。